

中国におけるNPEの現状及びNPEに対する 国の方針と企業の対応策

中国におけるNPEの現状

非実施主体（NPE）は知的財産権業界の歴史過程における特別なグループであり、NPE関連特許訴訟は既に世界的に一般的なビジネス活動となっている。中国の司法実践において、中国におけるNPEの訴訟案件は比較的少なく、99%を超える訴訟の原告或いは特許権者はNPEではない。主な原因は中国における特許権侵害の賠償額は総体に低いことにある。外国から来たNPEは中国で特許訴訟を提起する場合、訴訟収益と訴訟コストのバランスを取るのが難しく、割に合わない。それが原因で、現在の段階では、パテント・トロールはまだ中国に大量に現れていない。しかし、中国ではパテント・トロールの問題が存在しないという意味ではない。



現在、中国専利法に規定される特許権侵害の賠償条項はパテント・トロールにとって不利かもしれないが、中国での特許権侵害案件においては、被告の敗訴率は70%以上である。それに対して、アメリカでは29%しかない。それは、「パテント・トロール」にとって中国での特許権侵害案件で勝訴する自信が高まるに違いない。それに、中国特許制度の継続的改善と特許に対する保護の強化に連れて、特許権侵害の賠償額も高くなる。それも、「パテント・トロール」の中国への侵入に適切な生存環境を提供する。同時に、中国では、特許訴訟で勝訴した側は、ほとんど禁止令の実施を実現できる。…特に、中国では、禁止令は境内の販売だけではなく、輸出にも適用できる。中国は世界で最大の製造業センターであるため、中国で禁止令の実施対象になることは、世界で禁止令の実施対象になることに相当する。それによって、被告の企業とNPEとの和解が促進される。企業の実際の運営状況及び提起された特許訴訟の数量

から見ると、パテント・トロールは中国で活躍するようになっている。本文では、中国の NPE 訴訟現状を簡単に整理し、それに、中国政府がパテント・トロールに対する総体的な対応方針を紹介した上、企業の対応策略について提案する。

現在、中国の司法実践において、中国における NPE の訴訟案件は比較的少ない。しかし、実際には、一部の外国の大手 NPE は既に中国で特許の運営活動を展開した。2008 年に、世界で最大の特許運営会社であるインテレクチュアル・ベンチャーズ (Intellectual Ventures、IV) は既に中国市場に進出した。その後、中国の大学の研究開発チームと科学研究機構との協力関係を続け、積極的に市場の見込みがある発明を探して選別し、発明者と協力しあって、その発明が国際発明特許になるように努力し、特許授権などの方式を通して、市場化を実現する。しかし、思わなかったのは、インテレクチュアル・ベンチャーズは中国市場に進出してから僅か数年後、撤退した。中国市場に進出したのは大学革新に投資するための基金であるが、大学の研究開発資金は国有資金に係わるので、政府は政治や文化面の考慮で、大学とインテレクチュアル・ベンチャーズとの協力を制限するために関連文書を定めたからである。これによって、中国での事業は失敗する運命にある。

訴訟型の NPE は発祥地によって、更に国内訴訟型 NPE と外来訴訟型 NPE に分けられる。国内訴訟 NPE が関与する分野は様々であり、まだ未熟であるが、組織化と専門化は進んでいる。最近、一種の特別な国内訴訟型 NPE が現れた。複数の特許を利用して訴訟を大量に提起するが、その特許は後で無効される比率は極めて高い。この種類の特別な NPE は従来より言われてきた「パテント・トロール」に似ており、悪意訴訟の疑いがある。特に、中国の実用新案と意匠は、授権されるのに、実体審査がないので、「問題」がある可能性が発明特許より高い。この部分の実用新案と意匠はパテント・トロールに狙われて、攻撃対象として選ばれる可能性が高い。

現在、現れた外来訴訟型 NPE はまだ少ないが、その特許の質が高く、主に通信や半導体などのハイテク分野の、中国での外資企業を対象に訴訟を提起しており、目的はその商業モデルが中国での実行可能性を検証して、中国司法機関が NPE に対する態度をみることである。中国で特許に対する保護の強化と市場の容量の拡大に連れて、欧米での活動空間が圧縮された外国の NPE はもっと中国市場に注目する可能性があり、国内 NPE と連合する可能性も排除できない。

関連統計データにより、NPE は中国大陸で経済が発達した省、市で訴訟を提起する傾向があり、例えば、江蘇省、広東省、北京市、上海市等が挙げられる。訴訟関連特許の技術は主に電子通信技術分野に関するものであり、特に無線通信ネットワークの数が最も多い。それは、該業界での集中的な革新、激しい競争、国内通信業界の急速な発展に関わっている。

中国での外来訴訟型 NPE と国内訴訟型 NPE の現状をよりよく理解するために、以下、それぞれ外来訴訟型 NPE と国内訴訟型 NPE が提起した典型的な判例を示す。まずは、近年、外国 NPE によって提起され、典型的な意義がある訴訟案件を見てみよう。

外来訴訟型 NPE が提起した典型的な判例

案件	原告国家	被告国家	特許類型	訴訟分野	判決
無限未来 VS ソニー	カナダ	日本	発明	4G	特許が一部無効された原告が訴訟を取り下げた
迪阿尔西姆 VS サムスン (Samsung)	イタリア	韓国	発明	2G	特許が全部無効された原告が訴訟を取り下げた
Longhorn IP VS HTC	アメリカ	中国台湾	発明	2G	特許が全部無効された原告が訴訟を取り下げた

1 無限未来 VS ソニー

2016年11月、カナダの有名な特許ライセンス会社であるWiLANの子会社——Wireless Future Technologies Inc（無線未来科技公司）は特許権侵害の理由で南京市中級法院にソニーモバイルコミュニケーションズを起訴し、800万元の賠償を求めると共に禁止令実施を申請した。それは外国のNPEによって中国で提起された初の標準必須特許訴訟である。南京市中級法院は2016年10月31日に立案した。2016年11月22日にソニーは特許再審委員会に無効宣告を請求し、2017年3月13日に無線未来科技公司の特許が一部無効宣告され、無線未来科技公司は2017年4月5日に法院に訴訟の取り下げを申請した。

2 迪阿尔西姆 VS サムスン (Samsung)

2017年6月、特許権侵害の疑いで、迪阿尔西姆科技は南京市中級法院にサムスン (Samsung) を起訴し、関連特許はSisvelから迪阿尔西姆科技に譲渡されたものであり、GSMに関する特許である。サムスン (Samsung) は関連特許に対して、特許再審委員会に無効宣告を請求し、2017年11月9日に特許再審委員会は特許の全部無効を宣告し、迪阿尔西姆科技は2018年1月8日に法院に訴訟の取り下げを申請した。

3 Longhorn IP VS HTC

2017年12月にアメリカのNPE会社のLonghorn IPは、その子会社であるL2 Mobile Communications LLCが北京知識産權法院で、LTEに関する2件の標準必須特許をめぐってHTCを対象に訴訟を提起した、という声明を発表した。北京知識産權法院は2017年9月5日に立案した。2018年3月16日に、HTCは特許再審委員会に無効宣告を請求し、2018年8月20日に、L2公司の特許が全部無効宣告され、2018年12月24日に法院に訴訟の取り下げを申請した。

以上の三件の NPE 訴訟の原告は全部外国の NPE であり、被告も外国企業であり、訴訟分野はスマート端末に集中している。この 3 件の訴訟は全部原告による訴訟の取り下げで決案された。原因は被告が原告の特許に対して特許再審委員会に特許無効宣告を請求し、原告の特許は全部或は一部無効されたからである。上記 3 件の案件の中、NPE は「友好」なメッセージを伝えようとする姿を示した一起訴対象は全部中国大陸の企業ではない。中国の政治と文化要素を考慮すると、NPE が中国に進出しても、外資系企業を主な目標とするはずであり、勝手に大陸の企業を挑発しない。

それに、資本を持っている一部の国内の知的財産運営会社も、積極的に特許を購入して蓄え、経済的な利益を最大化する機会を待っている。一方、一部の企業や個人は、技術、特に業界内の先導的な企業の技術開発ルートを研究することで、「特許を捏造する」方式で、悪意を持って多重的な特許落とし穴を作り、訴訟や訴訟の脅威を通して不当な利益を求めている。以下、近年国内 NPE によって提起され、典型的な意義がある訴訟案件を見てみよう。

国内訴訟型 NPE が提起した典型的な判例

案件	原告 国家	被告 国家	特許類型	訴訟分野	判決
敦駿科技 VS サムスン (Samsung)	中国	韓国	発明	4G	特許権が有効だと認定され、 審理中である
敦駿科技 VS 騰達	中国	中国	発明	4G	原告が勝訴し、 賠償金として 500 万をもらえる
李氏等 VS 複数の上場会社	中国	中国	発明・実用新案・意匠	多分野	価値が低い特許であり、 恐喝だと認定された
高域 VS 無人機メーカー	中国	中国	実用新案・発明	無人機	30 件以上の特許が無効された
貝萊奥信息 VS 高德地図	中国	中国	発明	携帯電話 向け地図	特許が全部無効された 原告が訴訟を取り下げた

1 敦駿科技 VS サムスン (Samsung)

2017 年 1 月に敦駿科技(深圳敦駿科技有限公司)は特許権侵害の理由で深圳市中級法院にサムスン (Samsung) を起訴した。2017 年 3 月 3 日に Samsung は国家知的財産局の特許再審査委員会に案件関連特許の無効宣告を請求し、2017 年 10 月 10 日に特許再審査委員会は特許の有効を維持するとの審査決定を下した。華為の特許を武器とするが、原告が華為でなかったこの特許紛争で、サムスン (Samsung) が敗訴するリスクは高い。現在、この案件は更なる審理中である。

2 敦駿科技 VS 騰達

2018年7月に敦駿科技は特許権侵害の理由で山東省済南市中級法院に騰達(深セン市吉祥騰達科技有限公司)を起訴し、500万人民元の賠償を求めた。法院は審理を経て、被告の騰達は原告の案件関連發明特許権を侵害する行為を直ちに停止し、原告に経済的損失及び合理的な費用として総計500万元を賠償すると判決した。2019年7月、騰達は一審法院が2019年5月6日に下した上記判決に不服があり、最高人民法院に上訴を提起した。最高人民法院は審理を経て、上訴を却下し、原審を維持するとの最終的な判決を下した。

敦駿科技がサムスン (Samsung) と騰達を対象にそれぞれ提起した権利侵害訴訟に関連する特許は以前華為から譲渡されたものである。敦駿科技は2015年に設立され、法人はもともと華為の高級知的財産エンジニアであった。主な社員は華為、富士康などの会社で働いていた。敦駿科技は設立して間もなく、華為から13件の發明特許を譲り受けた。現在、訴訟関連の特許は7件ある。被告には、サムスン (Samsung) とマイクロソフトといった業界大手だけではない。そのうちの1件の特許は、テンセントによって3回の無効宣告が連続的に請求された。

序号	标题	申请人	公开(公告)号	公开(公告)日	申请号	申请日
1	反向数据流制码方式的确定方法及其接入终端 有效	华为技术有限公司	CN101043500B	20100512	CN200610082875.6	20060615
2	一种访问用户数据的方法及用户帐号管理服务 有效	华为技术有限公司	CN100542140C	20090916	CN200610167277.9	20061215
3	一种移动通信系统的频率分配方法 有效	华为技术有限公司	CN100450261C	20090107	CN200510103381.7	20050920
4	移动台小区切换方法 有效	华为技术有限公司	CN100441021C	20081203	CN200310104532.1	20031016
5	一种发言权控制方法、装置及系统 有效	华为技术有限公司	CN100415017C	20080827	CN200510125720.1	20051201
6	一种信息访问网络运营门户网站的方法 有效	华为技术有限公司	CN100412788C	20080820	CN02123502.3	20020628
7	一种上行业务资源调度方法 有效	华为技术有限公司	CN100387066C	20080507	CN03109253.5	20030407
8	多个帐号同时在一个客户端上实现IMPS业务的系统及方法 有效	华为技术有限公司	CN100384186C	20080423	CN200510051172.2	20050302
9	一种使移动通信终端的非连续接收实现方法 有效	华为技术有限公司	CN100341262C	20071003	CN02117972.7	20020527
10	无线通信系统中基于时分双工的信号发射和接收方法 有效	华为技术有限公司	CN1266856C	20060726	CN02126038.9	20020809
11	一种适用于高速分组数据传输的无线接入网 有效	华为技术有限公司	CN1219373C	20050914	CN02116743.5	20020430
12	无线通信系统中基于时分双工的信号发射和接收方法 有效	华为技术有限公司	CN1210969C	20050713	CN02125818.X	20020805
13	一种IP电话系统及其通信方法 有效	华为技术有限公司	CN1180605C	2004071		20020

3 李氏等 VS 複數の上場会社

2018年7月に上海の警察が発表した情報によると、恐喝の疑いがある李氏等は600~700件の特許を保有しており、上場予定の適宜な企業が出た後、特許訴訟の名義を借りて恐喝する。李氏が登録した会社には実体業務が一切なく、ほとんどの営業収入は訴訟と「和解金」からである。その特許はほとんど模倣、借用及び盗用を経て、正規ルートを通じて特許権になるようにされたものである。類型別に見ると、ほ

とんどは製品の外観と包装に関する特許であり、技術水準も低い。全国では、多くの企業は李氏に恐喝されている。上海市浦東新区法院は一審で李氏等の2被告にそれぞれ4年6ヵ月と2年の有期懲役、5万元と2万元の罰金を科すと判決した。

4 高城 VS 無人機メーカー

2017年から、「高城(北京)智能科技有限公司」(以下、高城を称する)という不実施主体は、短時間で大疆創新(SZ DJI Technology Co., Ltd)、ゼロテック(ZEROTECH)などの無人機メーカーを対象に、全国で複数の法院に特許権侵害訴訟を大量に提起した。この事件は社会各界に注目され、2017年に中国国内でパテント・トロールに関する論議を広くひき起こした。国家知的財産局の特許再審査委員会が発表したデータによると、高城が訴訟の提起に用いた特許の中、30件以上の特許は大疆創新に無効宣告で無効された。また、起訴されたほかの無人機メーカー、例えばゼロテックと億航も、連続的に高城の複数の特許の無効を実現した。無人機分野で大きく稼ぎたい高城というパテント・トロールは、国内無人機分野の革新会社の集団的な攻撃で、その「特許の武器」はすでにきかなくなった。

5 貝萊奥信息 VS 高德地图

2017年7月、貝萊奥(上海貝萊奥信息科技有限公司)は特許権侵害の理由で北京知的財産法院に高德地图(高德信息技术有限公司、高德ソフトウェア有限公司)を起訴し、100万元の賠償を求めた。案件関連特許の最初の出願者と特許権者は鴻富錦精密工業(深圳)有限公司と鴻海精密工業股分有限公司であり、即ち富士康は案件関連特許の最初の特許権者であった。貝萊奥は2017年2月、設立後に当該特許を買収した。その後、高德会社は特許再審査委員会に特許の無効宣告を請求した。2018年6月29日に再審査委員会は全部無効と宣告し、貝萊奥は2018年8月24日に法院に訴訟の取り下げを申請した。

NPEに対する国の方針

現在の司法環境といえば、中国での特許権侵害案件の賠償金額は全体的に高くないが、北京、上海及び広州で専門的な知的財産法院が設立されたことに連れて、特に「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」において特許権侵害訴訟における賠償金額の立証規則がある程度で補充された後、「握奇VS恒宝の訴訟で5000万元の賠償が判決された案件」と「格力(GREE)VS奥克斯(AUX)エアコンの訴訟で4000万元の賠償が判決された案件」が出た。知的財産に対する厳しい保護で得た良い政策環境、特許紛争判決金額の上昇、中国の巨额的な経済市場は、必ずパテント・トロールが中国で成長する肥沃な土壌を提供する。現在、NPEは合法の地位を有しており、同時に制度の面で悪意のある攻撃型パテント・トロールに属するNPEであるか、「善意」があり、合法的な特許運営者であるかを識別するのが難しいので、パテント・トロールからの特許攻撃に対して政府と企業の予防策が必要である。

現在、中国では、「パテント・トロール」に関する法律と法規のシステムは不十分であり、特許法、契約法と独占禁止法などに分散されており、完全的で統一的な規制システムが形成されていない。同時に専門的な執法機関がない。国レベルでマクロ的観点から見ると、米国など、他の国が NPE 問題を処理する経験を参考し、パテント・トロールが知的財産権を乱用する行為をある程度で制限することができる。例えば、不合理訴訟の弁護士費用移転規則を作成し、特許悪意訴訟の処罰制度を確立する。その他、日本と韓国政府のやり方を参考し、中国国内で特許防衛連盟を設立して「パテント・トロール」に対抗することもできる。特許悪意訴訟の概念、構成要件などについて一般的規定ができた後、いったん特許悪意訴訟が発生した以上、訴訟の発起人が負わなければならない具体的な責任を明確に規定するのが重要である。例えば、特許悪意訴訟の提起者が、被告が訴訟のために支払った弁護士費用を支払い、特許悪意訴訟で被告が被った損害を賠償をしなければならない等。

NPEに対する企業の対応策

NPE自身は製品の製造と販売に従事していないため、その特許に基づいて特許攻撃の対象を自由に選べることができる。ビジネス妨害がない。それに対して、訴えられた企業はNPEとのクロスライセンスを実現できず、或は特許で反撃することができないので、特許紛争において主導権がない。それに、特許数量の著しい増加、特許損害賠償額の増加、遊休特許の蓄積と増加、特許運営を促進する政策と方向は中国大陸でのNPE訴訟が増加する「触媒」になる。NPE訴訟ブームが中国で現れるのはただ時間の問題である。この「時限爆弾」に直面して、企業は早急にリスクの予見措置をとり、NPE訴訟の対応策を十分に理解し、重視しなければならない。以下、企業のNPE訴訟への対応策について提案する。

予防措置	対応策略
FTO 検索を重視する	特許無効宣告を請求する
特許レイアウトを改善する	非権利侵害の確認を請求する
当業界での NPE 訴訟の動向に注目する	既存技術と既存設計で抗弁する
購買契約では、売り手の知的財産に対する保証義務を明確にする	合法的な出所がある、と抗弁する
当企業サイトで開示されている製品情報に注意する	逆提訴する

1、予防措置

1 FTO 検索を重視する

新鮮味のない話であるが、NPE 訴訟のリスクをコントロールするのに最も信頼できる方法である。プロジェクト立項、研究開発及び製品発売前の段階で、全面的かつ詳細な FTO (Freedom to Operate) 検索を行い、特許権侵害リスクを最大限に減らす。

2 特許レイアウトを改善する

特許をできるだけ早く出願し、特許レイアウトを改善し、厳密的な特許組合せで自身の製品を保護範囲内にすることで、できる限り NPE につけこまれるチャンスを与えない。

3 当業界での NPE 訴訟の動向に注目する

日常的経営活動において、企業が属する業界の NPE 訴訟の動向に注目し、株主の背景、訴訟の歴史、特許構成、出願動向及びその他の活動特徴を把握し、NPE の意図を予め判断して分析する。備えあれば憂いなし。また、同業界の企業間で当業界に関連する NPE 情報を共有することで、当業界の企業が NPE 訴訟に対応する能力を向上させる。

4 購買契約では、売り手の知的財産に対する保証義務を明確にする

一般に、NPE 訴訟は賠償金や許可を目的としている。過重な責任を負うことを避けるために、外から購入した製品に対して、契約書で売り手の知的財産権の保証義務を明確に約束しなければならない。これにより、売り手の注意義務を高めることができる一方、紛争が発生した場合には売り手が積極的に関連紛争を解決するように促すこともできる。

5 サイトで開示されている製品情報に注意する

NPE は原告として訴訟を提起するためには、一般的に権利侵害の疑いのある製品を証拠として提出する必要がある。被告の企業のサイトに開示されている製品情報が権利侵害の照合をするのに十分である場合、NPE は訴訟コストを下げるために権利侵害の疑いのある製品を購入せずに、これらの情報を証拠として提出する傾向がある。したがって、NPE の訴訟リスクを減らす視点から言うと、企業は、そのウェブサイトで詳細的な製品情報の開示を避けるほうがいい。

2、紛争が発生した後の対応

1 特許の無効宣言を請求する

NPE 訴訟で訴えられた企業にとって、特許無効の提起は重要な意味を持つ。一般的には、NPE の特許が無効される確率は高く、無効に成功すれば釜の下から薪を抜き取るような作用がある一方、特許無効やその後の行政訴訟手続きで NPE のコストが大幅に上昇し、そのビジネスモデルの根幹を揺るがすことができる。

2 非権利侵害の確認

NPE が警告を発したが、なかなか起訴しなかった場合には、警告された側が分析によって非権利侵害だと判断した場合、管轄法院に非特許侵害の確認を請求できる。その目的は主導権を得て、NPE からのさらなる紛争を避けることである。

3 既存技術や既存設計の抗弁

実践では、NPE の特許と既存技術や既存設計とは同じであり、或は極めて近いものであるのに気づいたことがある。この場合、訴えられた企業は訴訟中、既存技術や既存設計で直接に抗弁することができる。特許無効を別途で提起することで増加するコストを避けることができる。

4 合法的な出所の抗弁

訴えられた製品が外部から購入されるものであり、証拠を提供できる場合には、訴えられた企業は合法的な出所がある、と抗弁し、損害賠償責任の免除を図ることができる。

5 逆提訴

NPE の特許権乱用行為を証明できる証拠があれば、訴えられた企業は法院に訴訟を提起する方式で NPE に反撃できる。

低い訴訟リスクと高い収益は、NPE の注目を集めた重要な原因である。しかし、NPE はやはり中国で多くの課題に直面しなければならない。例えば、中国では、特許は全体として質が低く、年金を年 1 回納付しなければならない。しかも、時間が経つにつれて費用が高くなるので、権利維持のためのコストは年々上昇する。近年、ますます多くの外資企業と中小科学技術類企業は NPE の攻撃目標になってきた。大手企業の資金が豊富で、情報も公開されているので、パテント・トロールの注意を引きやすいが、中小企業は対応能力が低く、大量の特許訴訟に対応できる財力がなく、低額費用で和解を求めるのが普通である、と多くのパテント・トロールは良く知っているのも、理想の獲物になりがちである。

中国における外資企業に対して、パテント・トロールは、注意が不十分であり、或は時代遅れの特許レイアウトにおける弱点を狙って攻撃する。経済的な実力が相対的に弱い中小企業に対して、パテント・トロールは健全でない知的財産権システムを利用して「恐喝」を実施する。上場会社、輸出入貿易会社、融資やベンチャーキャピタルの出資を求めている会社も、パテント・トロールの訴訟対象になりがちである。それらの会社にとって、特許訴訟に巻き込まれては困るからである。

当期 Newsletter を通して、中国の NPE 訴訟現状を簡単に整理し、中国政府がパテント・トロールに対する総体的な対応方針を紹介し、企業の対応策略について意見を提出した。日本企業の中国 NPE 現状に対する理解、リスクの予見と軽減、NPE 訴訟への対応策に対する理解を促すことができれば、幸いである。